

建設経済常任委員会（3月9日）

開会（8：57）

○池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、交流推進部、建設部、都市政策部、水道部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

交流推進部所管の議案の審査に入る。

議第5号「令和2年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○須崎委員 説明をいただきまして、第2表の債務負担のほうのことで3点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、今度、新しく井戸が新設されるんですけども、この温泉施設は全部で何か所になるのか、どこになるのかというのがまず1点です。

そして、2点目は、債務負担行為の期間が令和3年度から令和7年度までの5年間になった根拠というか、その辺のところはなぜ5年間なのか。

そして、最後、もう一点は、5年間で3億5,600万円の債務負担といたしますと、単純に1年間で割りますと7,120万円になりますけれども、温泉施設の管理運営事業の事業内容というのはどんなような内容のものなのか、3点でお聞きいたします。

以上です。

○山下観光交流課長 ただいまの須崎委員の御質疑にお答えいたします。

まず、源泉施設の井戸が何か所かという御質疑ですけども、高草1号井という古い井戸、35年以上経過しておりますけれども、それと50号井、これが既存の井戸2か所になります。新しく掘る井戸につきましては、中港1丁目地内のサンライフ焼津の第2駐車場の中に新しい井戸を掘る予定になっています。その3か所が今度の源泉井戸になります。

それから、令和3年から令和7年までの債務負担になる年数の根拠ということでございますけれども、これは、東海ガス株式会社とこれから協定を結ぶ予定でおりますけれども、その中でトータル5年間、令和2年度はまだ井戸が掘ってありませんけれども、5年間、安定供給を図る上で、東海ガスのほうに単年度で行うよりは、維持管理等の設備投資もありますので、その辺を安定的に行っていただくため、5年という中で協議が整ったものでございます。

あと、単年度に直すと7,120万円の維持管理費になるということで、その内訳になりますけれども、1つは50号井、高草1号井という既存井戸の分の管理がこれまでも年1,300万円ほどかかっています。それに今度、新井戸の分が加わるということで、電気料であるとか、ガスセパレーターの清掃費、あとガスコンプレッサーの点検、電気計装設備点検費、遠隔監視クラウド利用料、鉍水分析費、あと、維持管理に伴う人件費等が

新井戸にかかる経費となりますけれども、新しい井戸につきましては、東海ガスのほうに掘っていただいて、温泉の供給を受けるという中で、新しい井戸の掘削費用等も、温泉の供給を受ける、提供を受けるという中で費用のほうに組み込まれているものでございます。

以上です。

○須崎委員 分かりました。

○秋山委員 今、掘削費用もここに組み込まれているということだったんですけど、そういう理解でいいですか。

○山下観光交流課長 井戸の掘削については東海ガスさんをお願いするという中で、掘削費用そのものをこの中に含めているという、イコールのようでイコールではないと、ちょっと言い方が変なんですけれども、温泉の供給自体は幾らで何トンもらうということの契約ではないんですけれども、温泉の供給を受ける代わりに、東海ガスが掘る費用について応分の負担を市もするという中で、費用の中に含まれております。

○秋山委員 今の供給している焼津の温泉施設、ありますけれども、新しく供給ができるようになったときに、そういう供給先が変わる、増えるとか、新たに供給先を作るとか、または、供給の利用の料金を見直すだとか、そういった動きというのはどうなんでしょうか。

○山下観光交流課長 まず、供給先を増やすのかという御質疑にお答えいたします。

供給先につきましては、現状、足湯を除けば、8施設に、有料の施設に提供しております。まずは、この施設への安定供給というのを第一に考えておりますので、現状では500トンぐらいの湧出量を見込んでおりますけれども、現状の施設への安定供給を優先する中で、もし余剰が出てくれば、もちろん、他の施設に、公共的な、市が投資するわけですので、新たな利用客といいますか、利用したいというお声があれば、増やしていきたいと考えております。

また、その場合、パイプライン等が問題になりますので、パイプラインの敷設費用というのがかなり高額で、新たにどこか、引きたいといってもなかなか難しいという状況もございますので、温泉スタンドみたいなものを、湯量によっては増設できるような形で、現在、設計を考えております。

あと、今回の工事費等、施設の整備費について、それについてコストを回収する意味で利用者負担といったものも考えておまして、料金の、使用料の値上げといったものも令和3年、供給開始とともに使用料を改定できるように準備を進めようと考えていたところではございますが、新型コロナウイルスの影響で、観光への影響が非常に深刻な状況でございますので、その辺につきましては、利用施設等と協議をいたしまして、値上げが必要だとは思いますが、タイミングにつきましては、コロナウイルスの状況を見据えながら、検討してまいりたいと考えております。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第5号「令和2年度焼津市温泉事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 以上で交流推進部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：11～9：13）

- 池谷委員長 会議を再開する。
建設部所管の議案の審査に入る。
議第6号「令和2年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を
求める。
(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 藁科委員 確認させていただきます。

歳入のところの駐車場使用料、本年度、100万円増額ということですが、小石川駐車場の使用料が、収入が前年度に比べて100万円ほど上がっているわけなんです、この上がった、収入の増えている要因を御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

- 白石道路課長 増額の要因でございますが、平成31年4月1日より時間制の設定を小石川駐車場にはしてございます。5時間30分を超える場合において、最初から24時間までの方につきましては、600円で時間設定を行うことで条例改正してございますので、それにより需要が伸びている状況であります。

以上でございます。

- 藁科委員 了解しました。

- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

- ◇採決の結果、議第6号「令和2年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第9号「令和2年度焼津市港湾事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 増井委員 大井川港活性化推進事業費の金額の部分なんですけれども、大きな減額になっていますが、こちらのほうは既に調査等がかなり進んだ状態でいて、残りの調査を行うといった部分で減額をされているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

- 久保山大井川港管理事務所長 大井川港の事業運営の課題の一つが物流というか、貨物量を増やす取組をしなきゃいけないというのが課題になっておりまして、今年度の取組として、船舶利用企業のほうに聞き取り等を行っております。我々が提供する荷主さん

の状況だとか、お客さんはどういう方がいるのかというのは今まで、今年1年をかけていろいろ調査をしてきました。

大井川港の置かれている状況としましては、隣に清水がありまして、下には御前崎があると。コンテナの扱うような荷物、これについては、製品、そういうのについては、大きい清水、御前崎があるというところで、ここでどうやって貨物量を増やしていくかというのは、我々が今、集めた企業データといいますか、データシートを一応作らせていただきました。ここから先は少し専門的知見の方の知恵も借りながら、どうやったら貨物を増やしていくかというところ、我々の持っているデータと併せて、少しここは調査をもう少しさせてもらって、これからの行動計画というものを作っていききたいということで、調査にかかる費用として、今回、専門的知見が必要だということで調査費の名目で載せさせていただきます。

以上であります。

○杉崎委員 何で減ったかと。

○久保山大井川港管理事務所長 今年まで大井川港活性化推進事業費として客船誘致の関係の調査、客船を入れた場合の一番最大限となる客船を想定して、航行安全に係る調査をしてきたんですけど、その部分が今回、調査は終わりましたので、減ったということで、新たに物流に関する調査費を入れたとしても減額になっているというところでございます。

以上です。

○増井委員 了解です。

○須崎委員 私のほうから、二、三点お聞きします。

まず、歳出のほうの320、21ページの1款1項1目、大井川活性化事業推進事業費であります。昨年度の委員会で、大井川港の活性化として、昨年度、事業計画を策定し、それに基づいて推進していきたいとの話がございました。現在、どのような状況になっているか、教えていただきたい。

それから、また、事業費の説明欄のほうに、大井川港の保全をしないといけないよという、維持管理をするためにということで、具体的にどのような内容の調査業務をしているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それと、あと、同じく320ページのほうで、水路測量あるいは汀線測量をするというようなことですが、汀線測量あるいは水路測量の実施時期はいつになるのか、その辺のところもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○久保山大井川港管理事務所長 大井川港の活性化基本構想、どうやってにぎわい作りをしていくかというお尋ねだと思います。

大井川港活性化を図るためには、今回、クルーズ船の誘致活動というのを大井川港で担当させていただいてやってきました。突出してハードの整備が優先するのではなくて、にぎわい作りにはどうしても地元のほうと一緒に、併せて活性化を図っていく必要があるということで、今年度、その活性化の計画に対しまして、地元のクルーズ船誘致に係る醸成を図るということで、清水港のほうに視察に行ったり、研修会をやりまして、客船を受け入れるという体制作りの話をさせていただいて、少し市民や商業者などの醸成を図っております。計画はまだ途中段階ではございますけれども、大井川港を中心とし

て、物流とにぎわいを創出するための活動として、これからも積極的に取り組むという方針でございます。

次の、まず、汀線測量について説明させていただきます。

航路の海岸汀線測量については、毎年、年度当初に発注をしまして、定期的に航路と海岸汀線の測量をしまして、その情報提供を船舶と利用者に提供しておりますので、また、うちの維持管理上必要だということで、そういうことで年度当初に発注することを考えております。

それに伴いまして、航路の浚渫とか、そういうところ、また必要があったら、そういう予算情報に役立てていくというものでございます。

あともう少し、維持管理のところで、質疑内容をもう一度、教えていただけると、どの金額……。

- 須崎委員 維持管理に関する、この辺のところで、費用のほうがどんな調査業務の費用になっているのかということをお聞きしたいです。
- 久保山大井川港管理事務所長 説明欄の……。
- 須崎委員 230ページの上から3つ目のくくりの中で、大井川港の利用促進を図るため、物流拡大に向けた調査業務など、大井川港の活性化に要する経費となっていますので、その業務の内容ですね。
- 久保山大井川港管理事務所長 先ほどの増井委員のときに回答したのと少し重なってはしまいますけれども、今年度をかけて、いろいろ利用企業などの調査を行ってきました。大井川港の課題となっているもので、物流の拡大、取扱貨物量を増やしたいというのがございまして、どうしても焼津市内だけの利用企業では大井川港は取引先としてはやっていけないと。我々がつかんでいるところだと、浜松、磐田ぐらいまでが大井川港としてのお客さんがいますという、あと静岡市の方もお客さんとしての企業がいます。
そういう中で、どうやって物流を増やしていくかというところで、これから先については、少し専門的知見を持つコンサルタントに力を借りて、調査、あと大井川港はどういうセールスをしていったらいいのかというところ、行動計画的なものをこの予算の中で業務委託として発注して、どういうセールスをしていったらいいのかという方針を作っていきたいというものでございます。
- 以上です。
- 須崎委員 先ほど、汀線測量あるいは水路測量の発注時期が年度当初ってお答えいただいたんですが、実際に測量する時期はいつになるんでしょうか。
- 久保山大井川港管理事務所長 台風前は測っておきたいというのがありますので、6月ぐらいからは測量できるような形を取りたいので、年度が明けまして、4月中には入札のほうの手続を取るというような形で、5月中には業者のほうを選定が終わっていないと6月からの測量はできないということになります。
- 須崎委員 6月前だと台風時期の前ですので、安定したところの今現在のものは分かると思います。そして、台風が通過した後に、もう一度、やるのかどうなのか、年2回やるのか、1回なのか、恐らく台風が来た後は大分砂の移動とか、そういうのもあるものですから、そういうところはどういうふうに考えているのか、お聞きします。
- 久保山大井川港管理事務所長 今年度も、台風19号が通過後において、追加して航路の

埋没状況の調査をしていますので、そこの部分は、前後で分かるような形で追加とかがすぐできるような形で対応していますので、そういう状況でやっていますので。

○須崎委員 分かりました。

○杉崎委員 歳入と歳出と両方のことで、関連しているもので。

ここの歳入のほうの資材の売払い、5,460万4,000円という、養浜事業で同じ金額で5,460万4,000円と上がっているんだけど、これは国との覚書の中で、売払いした金額と、要するに、サンドバイパスとして持ってくる、この費用は同じ費用にしてくださいよということになっているのかということを確認。

今度サンドバイパスとなると、あそこで取ったものを運ぶわけですね。そのやり方は今、どういう方法でやっているのか、それを教えてください。

○久保山大井川港管理事務所長 国との約束のことですけれども、国との約束については、目標値として、年間10万立米という約束、覚書を結んでおります。目標値となっております。

売払いの収入、今回も計上させてもらっております5,400万円余ですけれども、その分については、養浜事業のための収入ということで、大井川港管理事務所の収支のほうの姿勢として、その分のお金は全て養浜事業に充てると、海岸保全を図っていくというような考えで、そういう対応をしております。それがその10万立米に達するかというのは、もう少し足りない、それでもこういうのを足しにしながら、国のほうに説明をしているような状況です。

運搬ですけれども、養浜事業の国のほうには、航路を浚渫した土砂とか、そういうのも養浜として海岸のほうに持ってきますので、まず、航路の浚渫をした分については、船で海岸に運んで投入しております。

売払い収入で得た、今度、養浜事業のほうについては、海岸の先端部分で、一番、我々にとって悩ましているところの部分、土砂を取って、ダンプトラックで運んで、今回は、藤守海岸のほうに投入させていただきます。

以上でございます。

○杉崎委員 この金額というのは、必ずイコールになるという解釈でいいですか。

○久保山大井川港管理事務所長 そのように対応しています。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○藁科委員 歳入の4款2項1目、海岸漂着物等対策事業費補助金、県費で補助していただいているんですが、この事業としまして、事業先は説明書の中にございます、230ページ、港湾施設改良事業費の中に海岸流木撤去工事ということで説明欄にあるわけなんですけど、ここに充当される費用になるんでしょうか。その辺のことを少し、港湾区域内の、限りの事業だとは思いますが、そこのところを説明願います。

○久保山大井川港管理事務所長 この補助金を利用して、海岸流木、まさに我々の管理している海岸部分の流木の撤去、委員のおっしゃるとおりのところに充当して、対応しております。7割なので、事業費としては300万円を想定して、その70%の210万円を補助金としていただくというような事業でございます。

以上です。

○藁科委員 了解しました。

- 秋山委員 私も藁科委員と同じところだったんですけれども、流木の撤去についてなんですが、どういう形で事業をしていて、それで、去年は非常に大型の台風などもあったので、そういったものが膨らんだんじゃないかなというふうに思うんですけど、どういうやり方でどこに委託する、撤去しているというか、その辺を教えてください。
- 久保山大井川港管理事務所長 流木は海岸にかなりあるんですけれども、それこそ金額に応じて、全ては撤去できないものですから、応じて入札をかけさせていただきまして、今年度も1月にその分の、少し台風で逆に海岸にあったものが多少、もしかしたら、北のほうの海岸のほうに流れていったかもしれないんですけれども、それほど量としては、台風後での大きな変化はございません。そういう状況です。

以上です。

- 秋山委員 ありがとうございます。
- 杉崎委員 流木の話が出たもので、確認させてもらいたいんですが、あくまでもこの港湾というのは、河口から内側の話という解釈でよろしいですか。堤防のどこまでをいうのかという。
- 久保山大井川港管理事務所長 港湾の外側の管理している海岸部分に漂着した流木の撤去をやっています。今回、港口でごみとか、台風によって流木以外にも流れ着いたものがありますので、それは緊急的に市の単独費を使って、台風については別途で対応させてもらっています。この部分の海岸流木については、毎年、どうしても海岸に流木がたまりますので、その分を毎年同じような形で、可能な限り、この予算を使って撤去するというところで。
- 杉崎委員 単純に考えると、海岸線、国の管理となると、基本的に、そうすると、大井川港の、この事業で管理する海岸線というのはどこまでなのかなという、境界ってあるのかしら。
- 久保山大井川港管理事務所長 ありますね。吉永海岸から、吉永の放水路のところから大井川の河口までということになっています。
- 杉崎委員 ありがとうございます。
- 分かりました。
- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第9号「令和2年度焼津市港湾事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第18号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第4号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 藁科委員 歳入についてお伺いいたします。

諸収入の工事違約金ということで計上されております。この工事違約に関するこの内容につきまして、できる限りに御報告していただければと思います。よろしくお願

いたします。

○久保山大井川港管理事務所長 夏に防舷材の取替工事を発注しまして、その請負業者が決定しましたけれども、その業者の都合で工事内容を履行することができなくなったということで、いわゆる倒産ということになりまして、契約解除に伴いまして、前払い金の返還と、それに伴う違約金という形で、今回こういう対応をさせていただいております。

以上です。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第18号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第4号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第32号「焼津市道路線の認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○藁科委員 また現状を確認させていただきましたので、2分譲地につきまして確認をさせていただきます。

小屋敷の部分と豊田中学校の部分ですが、先に小屋敷につきましてお伺いいたします。

私、58ページを開いております。ここで伺いたいのは、図面を縦に見まして、市道JR南柳新屋境線という道路が既設にあるわけなんです、それに取次ぎをされた認定かと思いますが、ここの部分の、今、認定の申請をされている部分につきましては、すごくいい仕事をしてあるなと思って見たんですが、私を感じたのは、JR南柳新屋境線から、要は、左側、図面がない部分、西焼津駅側です。そちら側に住宅地があるわけなんです、そこのところの汚水の排水、雨水の排水等は、この認定からすると、容量が分からないんですが、要は、西焼津駅側に住宅地、アパートがあるんですが、排水施設がない、表面上に。そうすると、表面水で流すのか、どうなのか。そうすると、汚水もそうなんですけど、流れる流量とか、水がこの道路の中でどのように排水計画をされているのかということをお聞きしたいと思います。この小屋敷については以上の1点でございます。

あと豊田につきまして、豊田の、今62ページを開いております、1点、現場で気がつきましたのは、1つ伺いたいのは、排水側溝があるんですが、排水側溝に排水側溝を直角にぶつけた場合、その合流の仕方、合流ますを設けなきゃいけないのか、どうなのか。実際、現場に、側溝と側溝をそのままぶつけた状態で処理されている箇所がありますので、そこの認定の仕方がどうなっているかということをお伺いいたします。

それと、図面の中央部に、これ、認定部分とは関係ないかもしれないんですけど、斜線が引いてある部分があるわけなんです、これは何を意味しているのか御説明いただければ。豊田については2点、よろしくお伺いいたします。

○新村土木管理課長 藁科委員の御質疑のまず1点目です。

小屋敷の関係ですけれども、こちらのところにつきましては、御質疑の中で、J R南柳新屋境線の、図面でいうと左側、駅側のほうの排水ということでございまして、こちらにつきましては、実際には道路の排水等につきましては、もともと、今、J R南柳新屋境線のところで、ちょうどJ R南柳新屋境線という線の右下ぐらいが団地になっていると思いますけれども、こちらについては、拡幅した分のところからずっと排水側溝ができていまして、右側のほうに流れてくるところでございまして。私の記憶では、J R南柳新屋境線のところに、今、もともと道路のところに水路がございまして、そちらの水路のほうに民地の排水ですとか、流していたんですけれども、こちらにつきましては、J R南柳新屋境線のほうが6メートルのほうに拡幅をされたということで、排水のほうを全てこちらのほうに取り込みまして、今回の認定道路のほう、認定道路の小屋敷早稲田分譲地の2号線のほうを通りまして、図面でいきますと、左から右のほうに来るような排水経路になりまして、右側のほう、海側のほうに流れていくというような流れになってございます。

2点目です。

右のほうの排水の集水ますの関係でございまして。今、実際に集水ますのほうの関係、ちょうど集水ますがある部分ですとか、ない部分というような御質疑だと思ったんですけれども、今回、こちらのほうにつきましては、実際には集水ますが、現地のほうの集水ますが設置されている部分が幾つかございまして。その中におきましては、今回の集水ますを設置されている箇所というのは、実際には横断暗渠がありまして、横断暗渠がちょうど入っているところの道路の両サイド、横断部の両側に排水の集水ますを設置をされております。

実際には、64ページの図面のほうでいきますと、ますのほう、全部で、見にくいですが、四角の線が、2ミリ四方ぐらいの集水ますで絵がありますけれども、こちらのほうで集水ますは横断暗渠のところに据え付けておりまして、実際には道路が合流するですとか、あと、普通のただ45度で曲がる場所についてはついていませんけれども、こうした合流部分、横断暗渠での合流部分等に設置をしてある状態でございまして。

3つ目の御質疑です。

図面の中央側の斜線の部分でございまして。こちらにつきましては、今回の市道認定と開発行為の外ですけれども、これは、法定外道路のところございまして、官地となっております。

以上でございまして。

○藁科委員 それでは、小屋敷のところ、もう一度、確認をさせていただきます。

認定道路内に汚水ますという铸铁蓋の蓋があります。入っているんですが、それは、今言った路線に流下させているんでしょうか。認定道路内の中に汚水ます、30センチか45センチぐらいの铸铁蓋があるんですが、それがどちらの方向へ入っているのか、道路認定ですので、認定してしまうと、もしその排水管等に支障ができた場合は、今度、市のほうで管理していくようになるわけですね。そうした場合、そのところ、結構西焼津駅側が広い区域で、そこから出てきている汚水量って、私は結構あるんじゃないかなとは見たんですが、そこにますがあつて、そのますの経路がよく、やはり現地を見た

限りにおいては分からなかったものですから、確認をさせてもらったんですが、そのま
すの経路がはっきり分かりませんでした。

それと、豊田のところなんですが、今、課長から御説明をいただいたことできま
すと、横断管渠があるところにはますを設けますよ、そうすると、側溝と側溝がぶつかる
場所には、製品と製品の側溝がぶつかる場所にはますは要らないということで、通常、
認定されているのでしょうか。そのところを教えてください。

- 新村土木管理課長 先ほどのまず1点目のJ R南柳新屋境線ですけれども、こちらにつ
きましては、恐らく、今回は認定外のところの集水ます、ますというか、鉄蓋があって、
そちらのほうの排水の系統というのが少し不明瞭ということでございますので、こちら
につきましては、実際には、恐らくはもともとおっしゃっていた西焼津のほうからの例
えば、道路、民地のほうですとか、そういったものの排水がもともとできていて、も
ともとは6メートルもない、少し狭い道路だと思んですが、そちらのほうに排水を落と
していたと。それが少し6メートルのほうに広がったということで、その中で相手方の、
全部そちらのほうの、6メートルのほうの排水のほうに、側溝のほうに出して、それか
ら排水系統で持っていくということと想定されますので、こちらのほうのますで、先ほ
どの道路のほうの鉄蓋のますの排水先というのは、こちらのJ R南柳新屋境線の右端の
ところの右側の側溝と、そちらのほうに流して、そちらから小屋敷早稲田分譲地二号線
のほうに持っていくというようなことで考えるということで認識をしてございます。

2点目の先ほど、集水ますの関係ですけれども、こちらのほうで、今、90度でぶつ
かるということでお話をいただいたんですけど、実際には、今回は90度でぶつかるとい
うところはないものですから、あくまでも横断部の、道路横断の両サイドの合流する
ところでの集水ますを設けて、実際に、今回は45度で、ますがないところについては45度の
隅切りがございまして、そういった隅切り部につきましては、特にそこで合流です
とか、そういうことがないところにつきましては、ますを設けずに既製品等での対応を
しているところということでございます。

以上でございます。

- 藁科委員 余り細かく追及しちゃ申し訳ないんですが、現場で排水側溝に排水を直接ぶ
つけているところがあるわけなんです。図面上はないんですよ。図面上はないんです
けど、現地にはあるということで、そうしたら、そのところはどのような処理をするのが
認定とか、開発許可を出すに当たって、基準はどうなんだろうかなど。実際には今回の
認定道路に側溝をぶつけてあるわけなんです。そのところ、そういう処理の仕方、要
は、製品と製品とぶつけてオーケーだよってこれからしていくのかどうなのか、そう
いう認定の仕方をしていくのか、開発行為の許可をしていくのかどうなのかという
ことなんですけど、またもしあれでしたら、現地を見ていただければこういう場所がある
んだな、だけど、図面に示されていない部分でそういう工事をやっているんだなとい
うことがお分かりになると思いますけど、ここで、現地、また見ていただければと思
いますので、よろしく願いいたします。
- 増田建設部長 今、藁科委員からの御指摘につきましては真摯にお聞きして、基本的
に、土地利用の関係になると隣の部ということになるんですけれども、当然、土地
利用対策幹事会等、当部からも道路課の職員が出ておりますので、そういった中
で精査してまい

りたいと思います。

ただ、基本としましては、ケース・バイ・ケースがございまして、基本的には、管理法としてのます、あと、流量調整としてのます、泥だめとしてのますと、十分、薫科委員が御存じのとおり、いろんな機能がございまして、現場現場で管理法として必要がなければ、直角に交わっていてもそのままにしまいか、相対する流入側の側溝が十分大きくて、例えば、600ミリメートル以上幅があつて、人が入れるということであれば、特にますを設けなくてもいいとかというような現場判断を担当のほうがしておると思います。そういった形で、杓子定規にはなかなかありませんが、現場現場で支障がないような対応を取ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○薫科委員 了解しました。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第32号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(10:16~10:23)

○池谷委員長 会議を再開する。

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第28号「志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 私も、自分自身、調べていないので教えていただきたいんですけど、ここで条例が、事業の施行に関する条例が廃止されるということは、今後、この東小川の土地区画整理の事業に関する様々な全ての事業はなくなるという、一切出てこないということの理解でいいですか。

○須藤区画整理課長 東小川土地区画整理事業につきましては、本年度をもちまして全ての業務が終了しましたので、一切の、我々、区画整理課ではやりませんので、今後は市のほうで、土木管理課のほうに施設は移すということになります。

以上でございます。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第28号「志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第31号「町の新設及び区域の変更について」を議題とし、当局の説明を
求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 直接この事業というか、議第31号に関係するのかどうか分からないんだけど、これからも区画整理が終わるとこういうことが発生してくる可能性があるのと、仮に区画整理がないにしても、町名変更とか何とか、あり得ることだと思うんですけど、旧字名とか、旧地名とか、よく地域で残しておきたいよということできいを打ってみたいり、そういうものを作っていくというのを結構全国的にもやっているところがあるんですけど、仮に、私に関しましてだと、うちのほうも旧字名を入れて置いておいたけど、木だもんで駄目になっちゃったというのがあるんだけど、仮にそういうことをやる時、市としてそういうのの予算って、区画整理というか、こういう中で組めるものなのかどうなのか。ここじゃ答えられないかもしれないけど、そういう考えがあるかどうかということ聞かせてください。

○山内土地区画整理事務所長 まず、町の昔からの名前については、一つ、公園の中で、例えば、与惣次公園だとか、祢宜島公園だとか、等々の公園の名前で残していくというところがまず一つ、ございます。

それで、今言ったような形できいを設けて、ここが旧字がどうだったかといったところを明示する手だてということは現時点については考えておりませんが、貴重な御意見をいただきましたので、また南部都市区画整理組合の理事長と役員と、そんな話が意見としてありました、どんな形で進めるかということはまた検討の1つとして考えていきたいと思えます。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第31号「町の新設及び区域の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(10:32~10:34)

○池谷委員長 会議を再開する。

水道部所管の議案の審査に入る。

議第10号「令和2年度焼津市水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○薬科委員 22ページの収益的収入及び支出、そのところのことにつきまして、全く初歩的なことをお伺いいたします。

営業収益がございまして、その欄に給水収益22億5,390万円って入っているんですが、このところなんですけど、前回いただいた水道ビジョンからの金額と2億円ばかり記載の差額があるわけなんですけど、ここにつきまして御説明いただけたらと思います。よろしくお伺いいたします。

○織原水道総務課長 ただいまの御質疑にお答えします。

今回の予算書のほうは税金が入った金額になっておりまして、ビジョンのほうは税金を抜いた金額になっております。

○薬科委員 了解いたしました。

○川島副委員長 年間の総給水量についてですけれども、先ほども人口減少と節水を考慮してということで減少の見積りになっているんですが、ここ数年の傾向が分かれば教えてください。どんな傾向で減っているのか。

○織原水道総務課長 ただいまの御質疑にお答えします。

水量につきましては、やはり人口減少と生活スタイルの関係もございまして、徐々に減ってきております。

来年度につきましては有収率等を考慮して計算をしておりますが、減少傾向はずっと続いておりまして、昨年度の決算数値、平成30年度の決算の数字ですと2,019万8,000立方メートル、その前が2,038万、その前が2,042万という形で、徐々に減少しているという状況になります。

○川島副委員長 その減り方の割合で、今回もある程度減少していくであろうという見込みの割合で計算をしているということですか。

○織原水道総務課長 近年の状況を見て計算したのと、あとは有収率も併せて近年の状況を見て計算をしたということに。

○川島副委員長 了解です。

○杉崎委員 私も単純なところで聞きたいんですけど、予算に関する説明書のほうの231ページ、これ、毎年似たようなことを聞いているんですけど、水道事業収益の上の欄の、要は、給水量と有収給水量の差のところ、これが微妙な変化をしているんですけども、こういうのを限りなく総水量と有収量を近づけていくという、そういう何か御努力とか、そんなことをなさっているのかなというところと、もう一点は、これは今回のこの予算ということじゃないんですけど、毎年、これも聞いているんですけど、老朽管の、要は、敷設替えという大問題を抱えているわけですよね。

そういうのを見たときに、長期的に見て、総額でこれぐらいかかるだろう、年数もこれぐらいかかるだろう、それって管がどんどん古くなっていくものだから、どんどん打っていかなきゃならないんですけども、そういう長期的な予算みたいなものを作って置いて、前に解説的なのをいただくことがあるんですけど、それがあつものだから、そのうちの、要するに、こういう部分でやっていきたいよという予算の説明をしていただくと、非常にそういう老朽管に関してとか、分かりやすいものだから、もしそういう、次年度でも、そういう形で、恐らく持っていると思いますので、皆さん、それを我々のところにもやっていただければありがたいなと思います。

○榑原水道工務課長 まず1点目、有収量の件なんですけれども、これにつきましては、基本的には水道管の漏水が主なものであると判断しております。これにつきましては、主に、個人で持っている給水管が一番多いものでありまして、毎年漏水調査というものをやっております、3か年におきまして、市内全部の漏水調査をするということを行っております。

それで、今年につきましては、南部を行ったわけなんですけれども、調査で発見した漏水件数が175件、その175件のうち、今回は全て175件、給水管でありました。そのうち、宅地内で、要は、個人、給水管は個人のものでありますから、宅地内で漏れている部分につきましては169件、そして、今度、道路上の給水管が漏れている部分については6件でありますけれども、これにつきましては道路上でありますので、これは全て修繕が終わっております。

こうした中で、順次、漏水調査をして修繕していけば、有収水量が上がっていくというふうに考えております。

それと、あと、長期の配水管の計画の関係なんですけれども、まず、施設の関係、配水池水路というのが4か所あるんですけれども、これにつきましては全て耐震が終わっていますので、今回、水道ビジョンなんかにも、その更新は含まれていないんですけど、配水管につきましては、主に基幹管路をやっているところであります。基幹管路につきましては、全体の配水管というのは約900キロほど配水管がありますけれども、そのうち、今、メインでやっている基幹管路、これにつきましては27キロちょっとほどあるわけなんですけれども、今、順次、更新をしております、平成30年度末におきましては約29.9%まで耐震化が進んでおります。

これにつきましては、管路更新計画、アセットマネジメントを考慮しまして、今後40年間の更新計画を見据えた中で水道ビジョン、今後10年間の配水管の更新計画を予定しております。それに沿って、この40年間は、配水管につきましては、毎年約、平均15億円ほど投資をしまして、約40年間で560億円ほど予定しております。そうして更新していきますと、基幹管路につきましてはこの10年間で、基幹管路、あと重要な管路につきましては、10年後、70%を超えていくという計画で進めております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

ちょっと疑問なのは、漏水の可能性と、169件の宅地内、敷地内と言ったけど、それはメーターに行く前の話。

○榑原水道工務課長 これにつきましては、宅地内の内訳なんですけれども、メーターと、官地と民地の境にある、その区間に漏れている件数につきましては64件、メーターから、今度、メーター以降、これは当然、メーターが回っちゃっている状態なんですけれども、これにつきましては111件、ございました。

以上です。

○杉崎委員 メーター内のは、有収水量として数えるんですよね。

○榑原水道工務課長 当然、メーターより先につきましては、漏れている分については有収水量と換算しております。

○池谷委員長 初歩的なことだけ。新しい工場なんかが新設されて、規模が昔よりは大き

くなったり、市内の中でも移動されたりとかして、よく皆さんが言っているんですけど、そうすると、水道というんですか、設備も大きくなって、水道量というか、そういう水を使う量が増えるんじゃないかって言う人もいるんですけど、実際は、節水というか、いろんな経費が、すごい水を使う、電気、省エネみたいな感じで、かなり進歩しているというところもあるんですけど、そういった今の現状の感じというのは、分かる範囲で教えていただきたいなと思うんですけどね。

大きくたくさん企業が誘致して進出してきているという話とバランスが余り、今回の定例会でも聞いていて、企業誘致というキーワードはすごい出てくるんですけど、実際のところ、水道の部分に関しては地下水をくみ上げて工場で使っちゃっていたりとか、直接水道管で水を使っている量が多いとか少ないとかというのを、現状でもし分かれば、今、聞きたいんですけど。

- 榊原水道工務課長 それにつきましては、約1,000平米を超える施設につきましては、土地利用対策幹事会というものを毎月やっております。それぞれの施設のいろんな企業のほうに来て、そこで審議されるわけなんですけど、おおよそなんですけど、比較的大口で使用するというところは今現在はございません。比較的、使用するというのは事務所のトイレとか、通常の使用する程度で、工場で直接使用する水というのは、比較的、現在は余りないという状況です。

以上です。

- 池谷委員長 分かりました。また、詳しくは個別で聞かせていただきます。お願いします。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

- ◇採決の結果、議第10号「令和2年度焼津市水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会(11:06)